

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)」  
について、関係都県からいただいたご意見

- ① 第4回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議 議事録
- ② 追加意見等

国土交通省関東地方整備局

## 第4回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議

### 1. 開会

#### ○河川調査官

それでは、皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより「第4回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」を開催させていただきます。

私、本日、進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に、会議の公開をお知らせしておりますが、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、会議のほうを進めさせていただきます。

まず、お手元に配付しております資料の御確認をさせていただきます。

お手元の資料で一番初めが、「資料目録」、めくっていただきまして、「議事次第」、めくっていただいて、「名簿」、それから「座席表」がございまして、その次に「規約」がございまして、その後、ホチキス留めをしている、右肩に資料1と書いてありますが、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」。それから、めくっていただきますと、封がございまして、右肩上に資料2と書いてある1枚紙で「変更原案に係る経緯」と、それから、めくっていただきまして、資料3ということで「当面の進め方」。めくっていただきまして、参考資料1ということで「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更内容比較表）」。それから、めくっていただきまして、変更原案の付図の新旧対照表がありまして、参考資料2ということで「霞ヶ浦導水の検証に係る検討について」というものになってございます。

配付漏れなどがございましたら、お知らせいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

## 2. 挨拶

### ○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長の光成より御挨拶を申し上げます。

### ○河川部長

河川部長の光成です。本日は、御多忙の中、第4回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、先般の関東・東北豪雨では大きな被害があり、お亡くなりになられた方々への御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々へ心からお見舞い申し上げます。

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画は平成25年5月に策定され、2年半が経過しております。本日は、その後の霞ヶ浦導水事業の検証結果を踏まえて、霞ヶ浦導水の記載内容の変更、河川の整備の実施に関する事項を現時点の記載とする河川整備計画の変更原案と、当面の進め方について、お示しさせていただきます。皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

### ○河川調査官

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

(カメラ撮り終了)

## 3. 議事

### ○河川調査官

それでは、議事に進みたいと思います。お手元にお配りしております議事次第に従いまして議事を進めてまいります。議事次第の第3、それから議事次第の第4について、一括で説明いたします。よろしくお願ひします。

## ○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。

まず始めに、本日、皆様のお手元にお配りしてございます資料及び参考資料について、全体を一通り説明させていただきたいと思ひます。

資料1につきましては、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」でございます。変更原案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。次に、資料2でございますが、「変更原案に係る経緯」という1枚紙をお配りさせていただいております。こちらについても、後ほど説明をさせていただきます。その次のページに、資料3でございますが、「当面の進め方」ということで、1枚紙をお配りさせていただいております。こちらについても、後ほど説明をさせていただきます。続いて、参考資料でございます。参考資料1をごらんください。こちらは「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更内容比較表）」という資料でございます。平成25年5月策定の現行計画と今回の変更原案を左右に並べて、変更内容を比較した表となっております。

それでは、まず始めに、資料2をお手元に御用意ください。資料2は、今回の河川整備計画変更原案に係る経緯をお示しした資料でございます。一つ目の丸でございますが、「利根川水系河川整備基本方針」は、平成18年2月14日に決定、公表されてございます。そして、二つ目の丸でございますが、現行の河川整備計画は、平成25年5月15日に策定、公表されてございます。さらに、三つ目の黒い四角でございますが、今回の河川整備計画変更の主たる内容となります、霞ヶ浦導水事業のダム検証の結果、平成26年8月25日に国土交通省として継続という対応方針が決定してございます。この後、説明いたします変更原案は、霞ヶ浦導水事業の検証結果を踏まえて、霞ヶ浦導水の記載内容の変更、河川の整備の実施に関する事項を現時点の記載とすることに加えまして、現行計画策定後の関係法令の改正や、社会資本整備審議会答申によるソフト対策の記載の変更に係る内容としてございます。

それでは、霞ヶ浦導水事業の検証について、少し補足をさせていただきます。参考資料2をお手元に御用意ください。1枚めくっていただきまして、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討の経緯」について、ごらんください。

霞ヶ浦導水事業についてのこれまでの経緯等を説明させていただきます。本事業については、平成22年9月28日付で、国土交通大臣から関東地方整備局長に対してダム事業

の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付で国土交通省河川局が定めた検証要領細目に基づいて、検証に係る検討を行ってございます。

本事業は、水質浄化、新規利水、流水の正常な機能の維持の三つの目的を有している事業でございます。検討では、この三つの目的別に河川整備計画相当の目標の設定を行い、複数の対策案の検討、概略評価、コストなどの評価軸ごとの評価、目的別の総合評価を行いました。その上で検証対象ダム総合的な評価を行い、その結果として、最も有利な案は現計画案である霞ヶ浦導水事業案とされ、平成26年8月25日に国土交通省の対応方針として継続することが妥当であるという判断がなされたところでございます。

検証に係る検討に当たっては、関係地方公共団体から成る検討の場を設置するとともに、河川法第16条の2等に準じて、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聞いた後、関東地方整備局事業評価監視委員会での審議などを行ってございます。

それでは、変更原案の主な変更点を中心に、説明をさせていただきたいと思います。お手元に参考資料1を御用意ください。1枚めくっていただきまして、資料の構成でございますが、左側に現行計画、右側に変更原案を整理してございます。説明の中に出てくるページにつきましては、枠外の右下に記載をしてございます。そちらのページを使って御説明をさせていただきます。

まずは、1ページ目でございます表紙です。変更部分を赤字にしてございます。後ほど出てまいります。消去している場合には朱書きの取り消し線というふうにしてございます。表紙につきましては、タイトルに「(変更原案)」を表示し、当初作成年月を下段に、上段に変更年月を記載することとしてございます。

2ページからの目次でございますが、3カ所ほど、「津波」が朱書きされてございます。これは河川法の改正により、津波を明確化した関係で、従来の洪水、高潮等の間に「津波」を記載するようにしたものでございます。今回の変更で、具体的に津波対策を位置づけたものではございません。

14ページをごらんください。14ページの治水の沿革でございますが、このたびの台風第17号、18号による平成27年9月洪水を記載してございます。数値等は現時点のもので、めくっていただきまして、同じく15ページの表の下でございますけれども、こちらにも整理してございます。

続いて、39ページをごらんください。社会資本整備審議会の答申などを参考に、新た

な課題のうち、気候変動適応策の記載内容を変更してございます。

続いて、47ページをごらんください。こちらにつきましても、先ほどと同様に、社会資本整備審議会の答申などを参考に、記載内容を変更したものとなっております。

続いて、51ページをごらんください。ここからが河川整備の実施に関する事項となります。現行計画が策定され、約2年半が経過しており、施行の場所を表に記載してございますが、一連区間で整備が完了した場合には表から削除し、今後、整備を行う箇所のみを表示するよう整理をしているものでございます。

続いて、62ページをごらんください。超過洪水対策に記載されている高規格堤防の整備については、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ、順次、事業を実施するとし、施行の区間を記載していたところでございますが、現行河川整備計画の原案、案の公表後に事業化され、現在、事業中の江戸川右岸、東京都江戸川区北小岩一丁目について、施行の場所を記載してございます。

続いて、64ページをごらんください。現行計画、左側でございますが、4行目に「霞ヶ浦導水については、その扱いを検討し、その結果を踏まえて対応する」としておりましたが、ダム検証の結果、平成26年8月25日に国土交通省として継続という対応方針が決定したことを踏まえまして、右側の12行目から、事業の目的を記載するとともに、1枚めくっていただいて、65ページには、事業諸元を記載しているものでございます。

続いて、71ページをごらんください。維持管理の（樋門・樋管）のうち、国管理から自治体管理へ管理が移管されたため、表から削除するものでございます。

続いて、78ページをごらんください。2行目から、地域における防災力の向上ということで、いわゆるソフト対策を記載してございます。現行計画策定後、水防法の改正や社会資本整備審議会答申などを踏まえて、記載内容を変更してございます。

この後、80ページ、81ページ、82ページ、83ページの2行目までの間の記載内容を変更しているものでございます。

続いて、83ページをごらんください。83ページの12行目には、検証結果を踏まえまして「霞ヶ浦導水路」を記載するとともに、16行目からは、運用に当たっての実施内容を記載してございます。

以上が、主な変更点の説明でございます。

続いて、当面の進め方について、説明をさせていただきます。資料3、A4縦の資料をお手元に御用意ください。「当面の進め方」でございまして、本日、この会議でお示しを

させていただきました「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」について、御意見をお聴きいたします。

二つ目の四角でございますが、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を10月15日～11月13日までの間、行う予定としてございます。

三つ目の四角でございますが、利根川・江戸川に関して学識経験を有する者への意見聴取を10月中旬～11月中旬で行う予定としてございます。

資料3の「当面の進め方」につきましては、以上でございます。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○河川調査官

私どもが用意いたしました資料については以上となります。

それでは、お示しした内容につきまして、まずは御質問がございましたら、挙手の上、マイクのほうにスイッチがございますので、それを押していただきまして、所属とお名前を御発言いただいた後に、内容について御発言いただければと思います。よろしくお願います。

○埼玉県県土整備部長代理

では、よろしいでしょうか。

○河川調査官

埼玉県さん。

○埼玉県県土整備部長代理

埼玉県の県土整備部参事の常山でございます。先ほど、最後の資料で、当面の進め方ということで資料3がございましたけれども、これについて、確認をさせていただければと思います。これは、河川法第16条の2の手續を踏むということだと思っておりますが、まず最初に、最後の黒ポチのところですが、これは多分第16条の2第3項の手續だと思っておりますけれども、この学識経験を有する者の意見聴取、これはどのように行われるのかというのを確認させてください。

それと、16条の2の同じく第4項と第5項の関連で、2ポチ目は多分第4項の話だと



思いますけれども、特に第5項の知事が意見するものについて、政令第10条の4ですけれども、知事が意見する際に関係市町村長の意見を聞く必要があるというようになってございます。この意見を聞くに際して、確認をしたいのですが今回の意見聴取は、今、御説明いただきました整備計画の変更原案の赤い字で資料の中で示していただいた変更箇所、それと霞ヶ浦導水事業なり追加の事業がありましたけれども、こういったことに関連することについて意見を聞くということでもいいのか、その2点を教えていただければと思います。

#### ○河川調査官

それでは、2点御質問をいただきまして、まず資料3のほうの三つ目の黒いポチで、学識経験を有する者への意見聴取をどういう形ですのかということでございます。これにつきましては、今回の変更原案、こういうものにつきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、霞ヶ浦の導水事業の検証結果を踏まえて、導水の記載内容の変更をしている点がまず1点と、それから、河川の整備の実施に関する事項につきまして、現時点での変更点を記載しているということが主な内容となっております。

霞ヶ浦導水の検証の際には、利根川、江戸川、それから、那珂川、それから霞ヶ浦、これらに関して学識経験を有する方から意見を聴取させていただいていたところでございます。今回は、このうち、利根川・江戸川に関して学識経験を有する方に個別に御意見を伺う予定としてございます。

それから、もう1点が、今回、変更の説明をさせていただきましたが、意見の対象は、変更、追加している部分のみかという御質問かと思いますが、これにつきましては、今回の変更の主たる部分につきましては、資料の説明をさせていただいたとおり、平成25年5月に策定をされた利根川・江戸川の河川整備計画のうち、霞ヶ浦導水の検証の結果を踏まえ、霞ヶ浦導水の記載内容を変更したものが主たる部分と考えてございます。

現行計画につきましては、各都県の皆様から御意見を伺って、策定をさせていただいておりますので、こうした経緯を踏まえまして、変更原案に対して御意見をいただければと、こういうふうを考えております。

以上でございます。



○埼玉県県土整備部長代理

ありがとうございました。

○河川調査官

そのほか、御質問等はよろしいでしょうか。御質問がなければ、御意見ありましたら、先程と同様に、挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、所属とお名前の後に御発言をお願いしたいと思います。

(茨城県挙手) 茨城県さん、お願いします。

○茨城県土木部長代理

茨城県河川課長の大江でございます。変更原案の御説明ありがとうございました。今回の変更原案の内容につきましては、持ち帰って確認させていただき、後日、回答させていただきたいと考えておりますけれども、今回、この場所で何点か申し上げたいと思います。

まず最初に、1点目でございます。治水対策でございます。資料1の43ページの河川整備計画目標の事項の本文の中に、利根川河口部の津波対策の記述がございませんので、ぜひとも追加していただきたいということでございます。利根川河口部におきましては、無堤部である区間がありまして、東日本大震災には津波遡上によって、神栖市で浸水被害が発生しております。利根川の津波対策につきましては、これまでも県の中央要望や、神栖市による要望を行っているところでありますので、ぜひとも河川整備計画の整備内容に利根川河口、下流部の津波対策を追加していただけるようお願いしたいと思います。

それから、2点目でございます。同じ資料1の61ページの霞ヶ浦導水事業でございます。本県にとりまして、霞ヶ浦や千波湖の水質浄化、さらには新規都市用水の確保等の観点においても、霞ヶ浦導水事業が必要不可欠な事業でありますことから、一刻も早く工事を再開していただくとともに、コスト縮減等に努めていただくようお願いしたいと思います。また、運用に当たりましては、関係者の理解を得られますよう、より一層、丁寧な御説明をお願いしたいと思います。

最後に、当面の進め方でございますが、今後、河川整備計画の策定に当たりましては、地元市町村等の意見に配慮しながら進めていただけますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。ほか。(栃木県挙手) 栃木県さん、お願いします。

#### ○栃木県県土整備部長代理

栃木県の県土整備部河川課長の 大野でございます。本日、県土整備部長の 印南が所用のため、代理で出席させていただいております。

まず、先月に発生しました関東・東北豪雨災害におきましては、栃木県内各所での浸水被害に対し、関東地方整備局様のリエゾンの派遣、あるいは大型排水ポンプ車の迅速な応援など、大変ありがとうございました。この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

ただいま御説明のありました整備計画の変更原案について、詳細な点については持ち帰って確認させていただきたいと思いますが、お願いを含めまして、何点か申し上げたいと思っております。

まず1点目ですが、今回の豪雨出水を受けまして、これから出水流量とか、流下能力の検証が行われると思いますが、関東・東北豪雨災害では、大臣管理区間あるいは県管理区間におきましても計画高水位を超えた出水が記録されております。地元住民も大変心配しているところでございます。今後、必要な対策について検討・協議を、これはお願いしたいと思っております。

また、今回の変更であります霞ヶ浦導水につきましては、本文のほうの61ページに記載されておりますように、導水事業は那珂川と結びますので、那珂川河川整備計画の会議のときにも申し上げましたが、80ページに記載されているように、施設をつくった後もモニタリング調査を続けていただき、水産資源や自然環境に影響のないよう運用していただきたいと思っております。

原案に対する意見は以上でございますが、当面の進め方でございますが、これにつきましては、有識者、関係住民の意見をよく聞いた上で整備計画案を策定することですので、進め方については全く異存ございません。

最後になりますが、整備計画を一日も早く策定していただきまして、下流部の整備とあわせまして、並行いたしまして、栃木県区間の整備も進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。そのほかございますでしょうか。

(群馬県挙手) 群馬県さん、お願いします。

○群馬県県土整備部長代理

群馬県県土整備部河川課長の荒井と申します。よろしく申し上げます。代理で出席させていただいております。今回、御説明いただいた変更原案に記載されている内容については、特に異存はございません。

このたびの関東・東北豪雨によって犠牲になられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

群馬県としましては、引き続いて、県土の安全・安心の向上のため、より高い治水安全度の確保を望んでいるところでありまして、今回の変更原案に記載されました必要な治水対策事業について、事業コスト管理や地元関係者への説明を適切に行いつつ、計画対象期間を前倒しして早期完成を図り、利根川の治水安全度の向上に最大限努力されるよう要望いたします。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。続きまして、ほかはございますでしょうか。

(千葉県挙手) 千葉県さん、お願いします。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県県土整備部の吉田でございます。県土整備部長の永田の代理で参っております。本日は所用で出席できないので、皆様によろしくということでございます。

同じく、9月上旬の豪雨に際しまして、利根川上流の被災された皆様方に、お悔やみ、お見舞いを申し上げたいと思います。また、その際に、千葉県の香取市内において、浸水のおそれがあるときに、利根川下流事務所さんのほうからポンプ車を稼働させていただきました。この場をかりて御礼申し上げたいと思います。

変更原案に対する意見、要望でございますけれども、利根川最下流に位置します本県、千葉県にとりまして、上流でのダム等の洪水調節施設の整備と、下流での河道の整備をバ

ランスよく進めることが重要であると考えております。特に千葉県区間におきましては、江戸川左岸でございますけれども、千葉県において最も人口と資産が集中した地域でございます。また、利根川下流部には、茨城県さんの意見にございましたとおり、無堤区間がございますことから、早期に治水安全度の向上が図られるよう、地域の意見を聞きながら、上下流、左右岸のバランスに配慮し、引き続き、コスト縮減に取り組み、事業を進めていただきたいと要望します。

また、今回、追記となります霞ヶ浦導水事業についてでございますが、利根川下流部においても、水質の改善や多様な生物の生育、環境改善等に効果が期待されますことから、対策の成果が発揮されるよう、早期の実施を望むところでございます。

意見としては以上でございます。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。そのほか。

(東京都挙手) 東京都さん、お願いします。

#### ○東京都建設局長代理

東京都でございます。私のほうからも、今回、被災された皆様、亡くなられた皆様へのお悔やみを申し上げたいと思いますとともに、このような大規模の水害も発生しております。このような整備計画につきましても、必要な手続きを進めていただいて、早期に変更した上で、流域の安全・安心を確保するための治水対策を着実に推進していただければというふうに思っております。

また、津波対策に関しまして、基本的な考え方を記載させていただければありがたいなというふうに思っております。

また、今後のスケジュールについては、このスケジュールで進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。(埼玉県挙手) 最後、埼玉県さん、お願いします。

○埼玉県県土整備部長代理

埼玉県です。冒頭申し上げませんでしたけれども、部長の浅井が、本日、県議会の最終日ということで出られませんので、代理で常山が出席させていただいております。

まず、繰り返しになりますけれども、全国で今回の豪雨によってお亡くなりになった方、被災された方が多くいらっしゃいます。お悔やみ、お見舞い申し上げたいと思います。本県でも内水による被害が甚大になっております。引き続き、対応をしていきたいと思っております。

今回の関東・東北豪雨、この鬼怒川の破堤ということで、これはもう皆さんも御承知のことだと思いますけれども、ひとたび、国管理河川の氾濫が起きますと、被害が甚大なものになるのは、まさに今回、明らかになりました。本県でも昭和22年のカスリーン台風の際に破堤が発生しまして、それによって甚大な被害を受けております。当時と比べて、本県、そして、下流の東京都、千葉県を含めて、桁外れの人口・資産、そして社会経済活動を集積していることを踏まえると、利根川・江戸川の破堤被害は絶対に起こしていただけないと思っております。このため、今回、この利根川・江戸川河川整備計画に記載されておりますけれども、ハッ場ダム建設あるいは首都圏氾濫区域堤防強化対策、こういった事業の強力な推進をお願いするとともに、今回、計画変更を提示されています河川整備計画については一日も早く実現して、さらにその先を見据えた、戦後最大のカスリーン台風並みの洪水規模に対応した整備を進めていただきたいと思います。

今回の変更箇所についてでございますが、本県の安全な水の安定的な供給に資する霞ヶ浦導水事業の継続が決定され、そして、今回の変更で、河川整備計画に施設の整備が位置づけられたことは評価するところでございます。

また、危機管理関係で、河川水位や危険の切迫度などの情報を住民に伝わりやすくする工夫を記載していただいておりますが、国でも積極的にこういった取り組みを行っていただければと思います。

冒頭、御質問をさせていただきましたけれども、当面の進め方としましては、今回、この手続を早急に進めていただいて、変更計画の策定を早く行っていただければと思います。そのためには、当初計画からまだ2年半しか経過してございませんので、ハッ場ダム建設、こういった今回の変更に直接かわりのない事項については、議論及び手続の対象としないでもいいのではないかと考えております。

また、先ほど、学識経験者の意見を聴くもの、第4項の関係住民の意見反映や、関係都

県知事の意見聴取、これについては今回の変更箇所のみ対象として、早く進めていただきたいと思います。

長くなりましたが、埼玉県としての意見でございます。以上でございます。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。大体意見はよろしいでしょうか。ちょっと全体を通して、私のほうから回答できるものについては回答をさせていただきたいと思います。

まず、整備計画の変更原案に関しましては、今回の鬼怒川の洪水、そういったところでの堤防の決壊等を踏まえて、河川の早期の改修ですとか、必要な治水対策の工期短縮、早期完成のような、それから、治水安全度の向上、コスト縮減、それから、地元の関係者に対して十分な説明ということについて、御発言があったかと思います。

それから、霞ヶ浦導水のほうにつきましては、水質の浄化、それから、都市用水の確保等の観点から、事業の早期実施、実施に当たっては必要な環境保全措置を講ずること、それから、運用に当たってモニタリングの調査や、関係者に対する十分な説明、そういったことについて御発言をいただいたかと思います。これらの御発言につきましては、ここであった御発言を踏まえまして、対応してまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いをします。

それから、このほか、河口部の下流部の津波の対策、それから、戦後最大のカスリーン台風規模に対応した整備といったような御発言があったかと思いますが、今回の変更原案につきましては、霞ヶ浦導水事業の検証の結果を踏まえて、霞ヶ浦導水の記載内容が変更、それから、河川の整備の実施に関する事項を現時点で記載するなどですので、今後の参考として取り扱わせていただきたいと思います。と考えております。

それから、当面の進め方のほうになりますが、こちらにつきましては、お示した当面の進め方について、特に御異存はなかったかと思います。河川整備計画の早期策定してほしいという御発言もいただいたかと思っております。私どもといたしましては、当面の進め方でお示しましたように、河川整備計画の策定に向けて、手続を進めてまいりたいと思っております。

それから、原案の内容の詳細については、持ち帰って確認をしたいという発言もあったかと思っておりますので、こちらにつきましては、御意見がありましたら書面などで提出をいただければと思いますので、よろしくお願いをします。

大体発言は以上だったかと思いますが、よろしいでしょうか。いろいろと御意見等いただきまして、ありがとうございます。本日は、貴重な見解をいただきまして、ありがとうございました。それ以外はよろしいでしょうか。

#### 4. 閉会

##### ○河川調査官

よろしいようでしたら、これをもちまして、「第4回の利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」を閉会させていただきます。本日は、お忙しい中、まことにありがとうございました。

— 了 —



②



河 第 481号  
平成 27年 12月 1日

関東地方整備局河川部長 殿

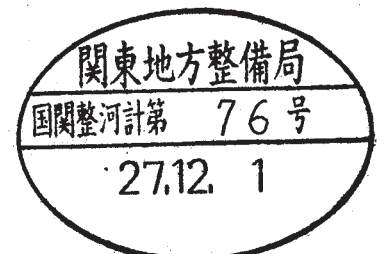
茨城県土木部長



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

このことについて、別紙のとおり回答いたします。

また、関係市町に照会したところ、別添の意見がありましたので、十分反映させていただきますようよろしくお願いいたします。



「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に関する意見

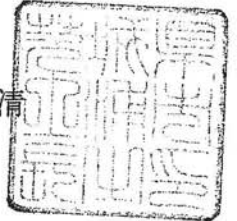
意見該当箇所		意見
頁	行	
28 29		<p>表2-8及び表2-9において、環境基準値は、昭和46年12月環境庁告示第59号別表2に基づき、小数点以下は標記せず、「2.0」は「2」に、「3.0」は「3」に修正を要すると思われます。</p> <p>また、水質データは、平成26年度までの数値を掲載することが望ましいと思われます。</p>
48	17～	<p>神栖市波崎地区は、大雨による利根川の増水時には道路まで冠水する状況であることを踏まえると、施工箇所に加えるなどの、何らかの対策を本文中に記載していただきますようお願いいたします。</p>
52	5～7	<p>導流堤の撤去については、当該区域を管理する漁港管理者や、地元漁業者としっかりと協議を行っていただきますようお願いいたします。</p>



土道発第1559号  
平成27年11月6日

茨城県土木部長 殿

土浦市長 中 川 清



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に  
関する意見について（回答）

平成27年10月21日付，河 第399号で意見照会のあった標記の件について，  
下記のとおり回答いたします。

記

・意見なし





古道第662号  
平成27年11月6日

茨城県土木部長 殿

古河市長 菅谷 憲一郎



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)に関する意見について (回答)


平成27年10月21日付け河第399号で照会のありました、河川整備計画(変更原案)に関する意見につきまして、別紙のとおり意見なしで回答させていただきます。

記

1. 回答様式 別紙「様式」

【連絡先】

古河市建設部道路整備課

担当： 

TEL： 



「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
		意見なし

【締切】平成27年11月6日（金）



石 都 建 2385号  
平成27年10月30日

茨城県土木部長 殿

石岡市長 今泉 文彦



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

標記計画につきまして、本市としての意見はありません。



結土発第 521号  
平成 27年 10月 29日

茨城県土木部長 殿

結城市長 前場 文夫



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

河第 399号 平成 27年 10月 21日付で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

別紙のとおり





## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
		結城市は意見なし

【締切】平成27年11月6日（金）

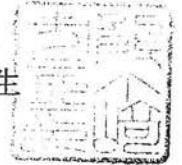


龍 下 第 233 号

平成27年10月29日

茨城県土木部長 殿

龍ヶ崎市長 中山 一 生



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）  
に関する意見について（回答）

平成27年10月21日付河第399号で照会のありました上記につ  
いて、別紙のとおり提出いたします。



## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
		意見無し

【締切】平成27年11月6日（金）



建 第 95 号  
平成 27 年 10 月 26 日

茨城県土木部長 殿

下妻市長 稲葉 本治



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

平成 27 年 10 月 21 日付け河第 399 号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

原案について意見ありません。

担当部署：下妻市建設部建設課

担当：管理係

TEL. (直通) FAX.



常道発第163号  
平成27年11月6日

茨城県土木部長 殿

常総市長 高杉



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)に関する意見について(回答)

平成27年10月21日付け、河第399号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)に関しまして、意見はありません。





笠 建 第 133 号  
平成 27 年 10 月 29 日

茨城県土木部長 殿

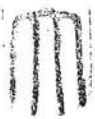
笠間市長 山口 伸樹



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）  
に関する意見について（回答）

平成 27 年 10 月 21 日付け河第 3 9 9 号にて照会のあった利根川水系利根川・  
江戸川河川整備計画（変更原案）に関しては、意見はございません。





取 建 発 第 1094 号  
平成 27 年 11 月 11 日

茨城県土木部長 殿

取手市長 藤井



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に関する意見について（回答）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 27 年 10 月 21 日付河第 399 号にて照会のありました、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に関する意見書をお送りいたします。

お取り計らいの程、よろしく願い申し上げます。





## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
35	15 5 21	取手市内にある、長町排水通管、柏戸井調整池への河川監視用 CCTV カメラの設置と、撮影した映像のネット上の公開を要望します。

【締切】平成27年11月6日（金）

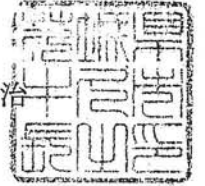


牛久市甲第 4259号

平成27年10月27日

茨城県土木部長 殿

牛久市長 根本 洋治



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）  
に関する意見について（回答）

標記の件について、平成27年10月21日付河第399号で照会がありました、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）について下記のとおり回答いたします。

記

・意見 無し

<問い合わせ先>

牛久市役所建設部道路建設課

雨水対策室 担当 ■■■■

■■■■ 内線 ■■■■



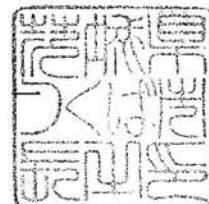


27つくば道建第484号

平成27年11月6日

茨城県土木部長 様

つくば市長 市原 健



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）  
に関する意見について（回答）

平成27年10月21日付け河第399号で意見照会がありました件につきまして、別紙  
のとおり回答いたします。

[問い合わせ先]	
つくば市建設部道路建設課	
計画調整係	■
TEL	■ (直通)
FAX	■
E-mail	■



## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
48	1	河川周辺での太陽光発電施設について、堤防強化等の条件付けや制御が必要ではないのか。



鹿道建第233号

平成27年11月2日

茨城県土木部長 様

鹿嶋市長 錦 織 孝



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)に関する意見について(回答)

平成27年10月21日付け河第399号で意見を求められた利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)について、下記のとおり回答いたします。

記

- ・特に意見等ありません



平成27年11月6日

茨城県土木部長 様

潮来市長 原浩道



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

平成27年10月21日付河第399号で紹介のあったことについては別紙のとおりです。



## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
貢	行	
		意見なし



平成27年11月9日  
守谷発第2423号

茨城県土木部長 様

守谷市長 会田 真一



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

平成27年10月21日付河第399号で照会のありました標記の件につきまして、  
意見ございませんので、回答いたします。



お問い合わせ先

守谷市役所

都市整備部 建設課 管理グループ

内線

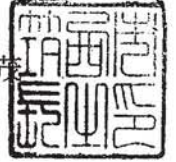


筑土木第116号

平成27年11月5日

茨城県知事 橋本 昌 様

筑西市長 須藤 茂



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）  
に対する意見について（回答）

平成27年10月21日付け、河第399号にて照会のあった標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

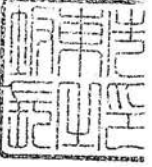
意見該当箇所		意見
頁	行	
77	20	「半鐘」については、現在も使用しているところがあるか疑問である。



坂都道発第697号  
平成27年10月30日

茨城県土木部長 殿

坂東市長 吉原 英



「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見について

標記のことについて、別紙のとおり回答します



「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

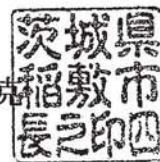
意見該当箇所		意見
頁	行	
		意見ありません。



稲 建 第 1074号  
平成27年10月30日

茨城県土木部長 殿

稲敷市長 田 口 久 克



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

平成27年10月21日付け河第399号により照会のありました標記の件について下記のとおり回答します。

記

特段の意見はありません。





か道路第 618号  
平成27年11月19日

茨城県土木部長 殿

かすみがうら市長 坪井 透



利根川水系利根川・江戸川整備計画（変更原案）に関する意見について

国土交通省が策定を進めている標記の整備計画について、河川法の規定に基づく正式な意見照会に先立ち、平成27年10月21日付河第399号茨城県土木部長より照会があった内容について、下記のとおり意見書を提出します。

記

2. 意見書 特に意見はありません



担当課

かすみがうら市土木部道路建設課管理係

Tel



Fax

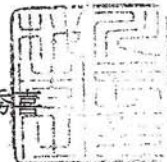




桜 建 第 265 号  
平成 27 年 11 月 25 日

茨城県土木部長 様

桜川市長 大塚 秀喜



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

日頃より、本市の土木行政につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 10 月 21 日付河第 399 号で照会のあった標記の件につきまして下記のとおり回答いたします。

記

1 : 回答内容 意見なし

問い合わせ先

桜川市建設部建設課

TEL



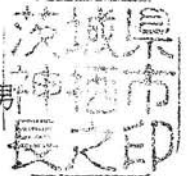




道 第 1683 号  
平成27年11月11日

茨城県土木部長 様

神栖市長 保 立 一 男



利根川水系霞ヶ浦河川整備計画（原案）及び利根川水系利根川・江戸川河川  
整備計画（変更原案）に対する市の意見

平成27年10月21日付, 河第398号及び河第399号にて照会がありました件  
について別紙のとおり回答いたします。



## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
48	4	現在進められている波崎堤防の早期完了を図っていただきたい。
48	23	今後の津波・高潮対策の観点からも、利根川河口から上流3km区間及び、波崎別所付近(4.6km～5.4km)において現在築堤計画が無いことから、今回の計画変更に際して整備計画に位置付けていただきたい。
35	7	利根川の治利水対策において利根川河口堰は重要な施設であります。その河口堰が築後50年以上経過しているため、ぜひ改築を検討する旨明文化していただきたい。

【締切】平成27年11月6日（金）

天

行 都 第 695 号

平成 27 年 11 月 2 日

茨城県土木部長 殿

行方市長 鈴木 周也



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

平成 27 年 10 月 21 日付け、河第 399 号で意見照会のあった利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について、別紙のとおり回答いたします。



「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
貢	行	
		特になし

【締切】平成27年11月6日（金）



銚道建第 653 号  
平成 27 年 11 月 6 日

茨城県土木部長 様

銚田市長 鬼沢 保平



利根川水系霞根川・江戸川河川整備計画（変更原案）  
に関する意見について（回答）

平成 27 年 10 月 21 日付け河第 399 号で意見照会のありました利根川水系根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について、別添のとおり回答いたします。



## 「利根川水系根川・江戸川河川整備計画(変更原案)」に関する意見

意見該当箇所		意見
貢	行	
		意見なし

【締切】平成 27 年 11 月 6 日(金)



みらい建第082号  
平成27年11月6日

茨城県土木部長 殿

つくばみらい市長 片庭 正雄



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

平成27年10月21日付，河第399号で照会のあった標記の件について，別紙  
のとおり回答します。

□連絡先  
つくばみらい市 建設課  
〒300 - 2424  
つくばみらい市加藤 237 番地  
Tel: XXXXXXXXXX  
Fax: XXXXXXXXXX  
担当: XXXX



## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
貢	行	
		特に意見はありません。

【締切】平成27年11月6日（金）





小美玉都整第73号  
平成27年度11月13日

茨城県土木部長 殿

小美玉市長 島田



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について

平成27年度10月21日付けで照会のあった利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について下記のとおり回答する。

記

- ・意見なし





茨町道管第 456 号  
平成 27 年 11 月 2 日

茨城県土木部長 殿

茨城町長 小林 宣夫



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
貢	行	
		物に直し

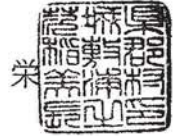
【締切】平成27年11月6日（金）



美 都 第 271 号  
平成 27 年 10 月 27 日

茨城県土木部長 殿

美 浦 村 長 中 島



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する  
意見について（回答）

平成 27 年 10 月 21 日付け 河第 399 号により紹介のあった標記につ  
きまして、別紙のとおり回答します。



## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
		なし

【締切】平成27年11月6日（金）

阿都管第409号  
平成27年10月30日

茨城県知事 橋本 昌 殿

阿見町長 天田 富司 男



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）  
に関する意見について（回答）

平成27年10月21日付け河第399号で照会のあった標記の件について、  
下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の変更について、意見はありません。





河都整発第162号  
平成27年11月11日

茨城県土木部長 様

河内町長 雑賀 正



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

平成27年10月21日付け、河第399号により照会があった標記の件について、意見がない旨回答いたします。

担当

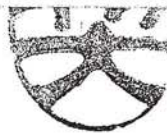
茨城県稲敷郡河内町

都市整備課

TEL :

FAX :

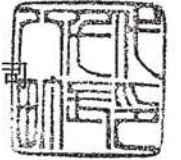




平成27年10月29日  
(都市建設課扱い)

茨城県土木部長 殿

八千代町長 大久保



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)に関する意見について (回答)

標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



【問い合わせ先】

\*\*\*\*\*

八千代町役場 都市建設課

主査兼用地管理係長 [Redacted]

〒300-3592 茨城県結城郡八千代町菅谷 1170 番地

TEL (代表) : [Redacted]

TEL (直通) : [Redacted] FAX : [Redacted]

E-mail: [Redacted]

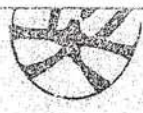
\*\*\*\*\*



## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
		意見無し

【締切】平成27年11月6日（金）



五 都 発 230 号  
平成 27 年 11 月 2 日

茨城県土木部長 様

五霞町長 染 谷 森 雄



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する  
意見について（回答）

平成 27 年 10 月 21 日付河第 399 号で照会のありました，うえのことについて  
は下記のとおり回答いたします。

記

意見なし

問合先  
五霞町都市建設課  
建設管理 G ■■■  
電話 ■■■■■■■■





境建発第 284号  
平成27年11月9日

茨城県知事 殿

境町長 橋本 正祐



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見について（回答）

平素より大変お世話になっております。  
上記の件につきまして、別添のとおりご報告しますのでよろしくお願いたします。

境町役場 建設課  
河川整備係



## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」に対する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
		意見はありません

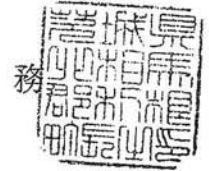
【締切】平成27年11月6日（金）



利都管 第273号  
平成27年11月2日

茨城県土木部長 殿

利根町長 遠山



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）  
に関する意見について（回答）

平成27年10月21日付け、河第399号にて照会のあった標記の件について、  
下記のとおり回答いたします。

記

意見該当箇所		意見
頁	行	
56	14 ～ 16	小貝川合流点下流の利根町布川地区は利根川の川幅が狭小となり、侵食対策工事完了後においても洗掘等が懸念されますことから、長期的な河床安定や河岸侵食に関してのモニタリングを継続し、河道を維持管理されるよう要望します。

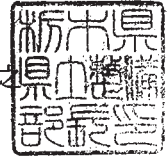
以上



河第209号  
平成27年12月4日

関東地方整備局河川部長 光成 政和様

栃木県県土整備部長 印南 洋之



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）の追加意見について

このことについて、本県の追加意見はございません。

